Orion Engineered Carbons Group
行動規範

成功する企業は信頼の上に築き上げられます

ENGINEERED CARBONS

Focused. Innovative. Responsive.

従業員のみなさん：

企業の成功は大部分において、信頼の上に築き上げられます。ビジネスパートナーや株主の皆様、また一般社会からの信頼のみならず、特に従業員からの信頼も不可欠です。しかし、信頼とは当たり前のようにとらえるべきものではありません。透明性、信頼性、また公平性を確保することにより、獲得する必要があるものです。このことを念頭に置いて、Orion Engineered Carbons すべての従業員のために、この行動規範を開発しました。この行動規範は、日常業務において、わたしたちすべてに指針を与え、支えとなることを目的としています。各市場や文化の間の距離はどんどんと縮まっており、それにより複数のさらに複雑な規制制度を順守する必要が生じ、より大きな挑戦を生み出しています。当社の法令順守責任者は、みなさんの質問に答え、また利益相反がある場合に、お手伝いできるよう備えをしています。

この行動規範は、Orion Engineered Carbons すべての従業員に対して拘束力を持つもので、世界的に適用されます。その適用範囲は、事業や公的な生活、政府当局者や機関との関係のみならず、わたしたちの日常活動や社内での行動パターンをも含みます。

みな さんがそれぞれ自分自身の行動に責任を持ち、この行動規範の規定を遵守するよう期待しています。経済界において、信頼性が高く頼りがいがあるとの当社の評判を維持するため、当社の価値観を高く保つべく、みなさん全員の協力が求められています。

Corning Painter

成功する企業は信頼の上に築き上げられます

Orion Engineered Carbons Group とその関連会社（以下、「Orion Engineered Carbons」）の企業目標の実現と成功のためには、ビジネスパートナー、株主の皆様、そして一般社会からの信頼を得ることが不可欠です。

信頼は自動的に与えられるものではなく、継続的に獲得していく必要があります。Orion Engineered Carbons が事業をおこなう国の法律を遵守することはもちろん、さらに求められる事柄があります。Orion Engineered Carbons は責任ある企業として、会社の運営方法を定義づけ、世界的に適用される個人としてまた団体としての行動原則を採用しています。すべての従業員、および当社が共に事業をおこなうすべての人々には、高レベルの社会的、法的、また倫理的コンプライアンスが期待されています。経営者には役割モデルとして、特別の責任があります。Orion Engineered Carbons は法を厳格に遵守するとともに、非合法な方法を用いて一部のビジネスを獲得するよりは、それを失った方が良いと考えます。

Orion Engineered Carbons 行動規範は、企業理念とガイドラインに基づき、従業員のプロとしての行動を保護すると共に、投資家の信頼醸成措置でもあります。

この行動規範は Orion Engineered Carbons のすべての法人に適用されます。この行動規範の遵守は、通常 Orion Engineered Carbons の世界中のすべての従業員と、関係者に対する必須事項です。ここで関係者とは、Orion Engineered Carbons のため、あるいは同社を代表しサービスを行なう者を指し、代理人も含みます。また関係者には、特に、生産工場、研究所、また管理事務所の場所など、すべての敷地を含みます。

1. 事業行為

事業取引の管理

すべての法律および規制の遵守

Orion Engineered Carbons は国をまたいで事業を行なっているため、数多くの国家の法律や、超国家的な法律また規制を遵守するよう求められています。そこで、Orion Engineered Carbons のすべての事業活動や製造法は、適用されるすべての法律や規制、また Orion Engineered Carbons の活動に関連する自主規制に沿って実施される必要があります。従業員は、通常に規定された企業方針に背く結果となりかねない、これら原則から離れる指示を出したり、行為を執ることは一般的に禁じられています。

法律顧問への予備的相談

法律やガイドラインの違反につながる可能性のあるリスクを回避するため、違反の可能性を否定できないいかなる行動を取る前にも、法律顧問の助言を求めることが必要です。

基本的な労働者の権利

Orion Engineered Carbons は、結社の自由と団体交渉の権利の保障を示しています。児童労働や強制労働は、それがいかなる形態であっても容認・許容されるものではなく、固く禁じられています。

汚職防止

Orion Engineered Carbons はいかなる形の汚職をも許容しません。

便宜の提供と授与に関する詳細な規制は、Orion Engineered Carbons の不法防止ガイドラインと、関連方針に明記されています。ただし、一般的に下記が適用されます。

便宜の要求と受け入れ

在庫品、原料、サービス、また第三者によるその他の契約履行の仕入れや導入に際しては、主に品質、性能、またコストに基づいて、購買処理を行なうことが不可欠です。

従業員、あるいは物品やサービスの供給業者と関連する他の人物の個人的便宜のため、利益を要求することは（直接的間接的を問わず）禁止されています。

本行動規範のガイドラインや、特に汚職防止ガイドラインなどの他のガイドラインに明記されているものを超える贈与品の受け取りは禁止されています。原則として、贈与品の受け取りは禁止されています。

ビジネスパートナーから、個人的な種類の製品やサービスを受け取ったなら、通常の価格や料金を支払い、支払いの記録は書類にしておく必要があります。

便宜の提供と授与

契約の開始、発注、更新、履行に際して、Orion Engineered Carbons や第三者が見返り（贈与物、接待、その他の利益など）を求めて便宜を供与することがないよう確保しなければなりません。

スタッフは、特に公人や為政者、顧客、潜在顧客、供給業者や競合他社に対し、個人的便宜を提供することを禁じられています。

便宜の提供と授与に関するこれらの規定は、第三者を関与させたり他の方法を利用したりして、回避してはなりません。

会社の資産および資源の使用

個人的利益のため、自身の監督者から事前に書面での許可を得ることなく、一般的には会社資産を使用することは一般的に禁じられています。上司による事前の承認をしない限り、会社の方針により特に許可されている場合、あるいは労働契約や団体交渉協定により規定されている場合に限り、個人的に資産を使用することができます。

報告の誠実さ

すべての出費の領収書、会計書類、財務、研究、および営業報告書、環境および安全報告書、および企業に関わる他の書類は、取引の性質および/または関連する事実を、明確かつ時宜に適い、正確な仕方で反映させる必要があります。

必要に応じて Orion Engineered Carbons の監査役に十分に協力し、該当する情報が請求されているかどうかにかかわらず必要な情報を差し控えず提供することは、財務諸表と監査を担当する部門の関与と共に、全従業員に課せられた義務となっています。

外部との通信

Orion Engineered Carbons による公式な外部への発言、特に報道関係者に対する発言は、そのような発言を行なうことを明示的に許可された者のみが行なうことができます。

2. 事業上の関係

平等な待遇と公正な慣行

当社では、すべてのビジネスパートナーを、公正かつ公平な仕方で処遇します。

供給業者やサービス提供者を選択する際には、客観的で分かりやすい基準を使用する必要があります。可能な場合にはいつでも、契約発注に先立って、複数の提案書を入手するべきです。当社への供給業者は、この行動規範に記載されている原則や、汚職防止方針を含む当社の他の方針に従うことが期待されているということを考慮しつつ、提案がなされるべきです。

供給業者との取引を開始、または更新する前に、ふさわしい適正評価がなされるべきです。物品やサービスへの入札の際は、本行動規範一部と、本行動規範はすべての供給業者に拘束力を持つものであることを明記した声明を提供しなければなりません。Orionとの取引を行うに際して、供給業者が本行動規範に順守しなければならないと明確にする必要があります。

事業上のインセンティブ

一般的な事業上のインセンティブには、コミッションの支払い、販売奨励金、割引、物品の無償出荷やそれに類するインセンティブが含まれます。この種のインセンティブは、関連する法令等の遵守を確実なものとするよう、細心の注意を払って利用しなければなりません。事業上のインセンティブの使用に関しては、完全かつ正確な記録を保存する必要があります。

支払い

受領した物品やサービスの代金は、契約上のパートナーに対して、時宜に適った仕方で支払わなければなりません。支払いは通常、契約上のパートナーの事業所のある国で行われます。関連する金額がごくわずかである場合を除き、支払いの全部あるいは一部を現金で行なうことは禁じられています。その他の支払い契約を結ぶ前に、関連する法律顧問の助言を求めることが必要です。

3. 利益相反の回避

二次的雇用

Orion Engineered Carbons では、従業員が適切な青少年団体、成人教育、スポーツ、慈善活動、また宗教団体または文化団体において、社会的貢献を行なうことを歓迎しています。それらの活動に関して、従業員はそれら支援組織から、適切な慣習的報酬や対価を受け取ることができます。

いかなる種類の二次的雇用も、Orion Engineered Carbons に対して最大限の尽力と勤勉をささげる従業員の義務を妨げるものであってはなりません。最低限のものを超える二次的雇用は、事前の承認の対象となる場合があり、人事部に報告する必要があります。

競合他社、顧客、供給業者との相当な金銭的利害関係

従業員は本人のため、また近親者を含む第三者のために、会社の利益に競合する形で、あるいは会社の利益に反する形で、Orion Engineered Carbons の根幹に影響をもたらす活動に携わってはなりません。懸念がある場合は、最高法令順守責任者に相談してください。

Orion Engineered Carbons の関連会社、競合他社、顧客、および供給業者に対し、相当な金銭的利害関係がある場合、近親者によるものも含め、上司および最高法令順守責任者に報告する必要があります。

近親者には、親族並びに従業員が緊密な個人的な関係を持つ個人や、未成年者を含みます。相当な金銭的利害関係とは、（法的投資か受益権のある投資かに関わらず）株式保持、または5%以上の投票権と定義します。

親族との契約または事業上取引

通常、Orion Engineered Carbons 従業員の近親者との事業上取引は行なってはなりません。ただし、従業員の上司や会社の監督委員会により、特定の取引が承認される場合もあります。そのような場合、関連する従業員は意思決定に関与していないことを確認する必要があります。

インサイダー取引

幾つかの国内法では、株や債券などの有価証券の売買に際して、一般公開を意図していない情報や、現時点で一般に公開されていない情報を使用することや、その種の情報の無許可での開示を禁じています。本行動規範でも、従業者本人の利益のため、また第三者の利益のために、雇用の結果として得られたOrion Engineered Carbons や他社の情報を使用すること、その種の情報の無許可での開示を禁じています。無許可での開示には、Facebook、LinkedIn、Twitter、Snapchat、WhatsAppなどのソーシャルメディアを通じた開示を含みます。

内部情報および企業秘密の機密保持

運営上また事業上の情報はすべて機密情報であり、従業員の雇用期間中、またその後にかかわらず、無許可で第三者に開示してはなりません。

従業員の雇用期間中、またその後にかかわらず、個人的な利益のため、あるいは許可されていない第三者の利益のため、あるいは Orion Engineered Carbons の利益に反して、事業上の機密情報を直接的、あるいは間接的に利用することは禁じられています。

この種の情報には以下のものが含まれていますが、それらに限定されるわけではありません。

- 人事表
- 事業戦略と営業利益予想
- 製造方法
- 材料表
- 顧客表

既存のガイドラインを遵守し、Orion Engineered Carbons の従業員は、機密データが無許可の第三者の手に渡ることを防ぐためにできる限りの手段を講じるよう求められており、実際に機密データが公開された場合や、その疑いが生じた場合は、最高法令順守責任者に報告しなければなりません。

政治的な関与と貢献

一般的に、Orion Engineered Carbons は、その従業員が政治的活動や市民運動に関与することを、歓迎し、奨励します。

Orion Engineered Carbons はまた、従業員が各自政治的決定を行なう自由を尊重しています。事業的な状況下において、従業員は、直接的にも間接的にも、政党のための資金提供を要求されたり、政党や政治的要職の立候補者に対する支持を求められるべきではありません。

Orion Engineered Carbons の従業員が、政治的要職に就いている場合、最高法令順守責任者にその旨を報告しなければなりません。

人権、平等な待遇、公正な慣行

Orion Engineered Carbonsは、国際的な人権宣言を支持・尊重し、いかなる人権侵害にも加担しません。Orion Engineered Carbons の従業員は、すべての事業活動において、互いを公正に敬意を持って扱うよう期待されています。従業員は、接触するすべての個人が持つ権利や、国家的また文化的な相違を尊重しなければなりません。いかなる従業員や入社内定者、ビジネスパートナーを、人種、国籍、市民権、民族的出自、性別、宗教また思想、障碍、年齢、性自認、性的指向に基づき差別しないことは、Orion Engineered Carbons の方針です。従業員やビジネスパートナーの従業員に関し、いかなる種類のいやがらせも禁じられています。

競争と独占禁止法

すべての人員が、関連する独占禁止法に沿って事業活動に従事することは、Orion Engineered Carbons の企業方針の基本原則です。

それゆえ、公正な競争を律する規定、競争の規定、また独占禁止法は遵守しなければなりません。

すべての従業員には、公正な競争に関する規則を遵守することが義務づけられており、競争を不法に阻止し法律に違反することを目的する、いかなる手段を執ることも禁じられています。特に、以下の事柄が禁止されています。

- 競合他社との価格および/または生産量に関する合意。
- 競争放棄の合意。
- 形式上のみの入札。
- 顧客、営業地域、生産範囲の、また他の分担基準に基づく分割。
- 販売条件の合意。

独占を禁じる法律や商法は非常に複雑であり、遵守されない場合、会社やスタッフに重い罰が下る結果となりかねません。

質問や懸念がある場合、法務部門の助言を求めてください。

一般的には、独占禁止法は、取引や競争を阻害する可能性のある、合意や活動を禁止しています。これらの法律に対する違反の例には、価格を固定あるいは管理するため、特定の供給業者や顧客をボイコットするため、顧客や市場を分割するため、あるいは製品の生産や販売を制限することを目的とし、競合他社と契約を結ぶことが含まれます。

外国貿易および輸出規制

Orion Engineered Carbons は、化学兵器、生物兵器、核兵器、またそれらの発射装置の製造と拡散そしてテロ行為を防止する、国際社会の取り組みを全面的に支持します。そのため、Orion Engineered Carbons は適用されるすべての外国貿易コンプライアンスや関税規制を遵守します。

税法

Orion Engineered Carbons は国際グループとして、適用されるすべての税法や規制を遵守します。

移転価格は承認されたOECD原則に基づき、設定されています。

国際的な業務に携わる従業員は、転勤ガイドラインに沿い、関連する個人税の義務を遵守しなければなりません。

従業員は、ビジネスパートナーから、その納税義務を回避する行為に携わるよう要求された場合、それを支持してはなりません。

環境保護、安全、および労働衛生

我々は、従業員やコミュニティの安全や健康を保護し、環境を保護し、安全な製造過程の運営を確保します。Orion Engineered Carbonsは、安全な運営を確保し、あらゆる環境・労働安全衛生（EHS）法規制への準拠することで、我々が世界中で展開する事業運営が環境に与える影響を低減し、また我々のEHSパフォーマンスを継続的に向上するための措置を講じます。Orion Engineered Carbonsは、これらの取り組みを確実にするための運営方針を徹底します。

データ保護

個人データを良心的に扱うことは、個人のプライバシーに対する尊重のための、主要な価値基準です。どの個人情報を入手可能にするかを決定する、従業員やビジネスパートナーの権利は、常に保護される必要があります。従業員やビジネスパートナーの個人情報の、無許可での収集、処理、使用、および配布は禁じられています。

ITセキュリティ

ITシステムは、Orion Engineered Carbons のさまざまな事業処理を支援しています。さらに、大量の情報がデジタル処理され、ネットワークを通じ送信されます。ITシステムが広範に利用されていることは、Orion Engineered Carbons の事業活動が、それらのシステムの可用性と稼働、さらに処理データの信頼性に、大幅に依存していることを示しています。紛失、盗難、および情報の改ざんの見逃しの可能性により、関連するリスクはさらに上昇します。したがって、Orion Engineered Carbons の従業員は、ITシステムとそこの含まれるデータを、適切な注意を払いつつ扱う必要があります。

4. 法令遵守規則の実用的導入

責任

特定の法令遵守項目が他の経営陣に転任されている場合を除き、最高法令遵守責任者である法務部長、法令遵守委員会、またそれぞれの地域の法令遵守責任者が、企業全体における法令遵守規則の導入に関する責任を負います。これにより、すべての問題の独立した客観的な処置が、それら担当者によって取り扱われることができるようになります。法務部長はその資格に関して、管理委員会の直接監督下にありますが、役員会の職務的指示の対象ではありません。前述の人員およびすべての管理者は、本行動規範に関して、従業員の質問に答え、また従業員の相談相手として、連絡窓口として対応できます。

本行動規範の世界中での導入を確固としたものとするため、法令遵守指導者の役割を帯びたスタッフは、それぞれの地域や部署で責任を負います。この職務において、それらのスタッフは最高法令遵守責任者である法務部長の監督下にあります。

通達と管理に関する管理者の責任

すべての管理者は、定期的に本行動規範の内容を思い起こすよう、その管理下にある従業員に確認する必要があります。管理者はこれらの基準を遵守し、また導入することにより模範を示さなければなりません。さらに、管理者は、その管理下にある従業員が、これらのガイドラインを遵守することを見届ける責任も負います。

ガイドライン違反を報告する従業員の義務

本行動規範の違反に気づいた場合、すべての従業員は法務部門か上司に伝えるか、また内部告発組織にすばやく連絡しなければなりません。連絡先の詳細は、イントラネット上もしくは http://www.orioncarbons.com/reporting_violations にあります。

Orion Engineered Carbon の方針により、不正行為や本行動規範の違反の疑いに関し、従業員により誠意を持ってなされた報告に関し、Orion Engineered Carbon の従業員や経営者が当該従業員に対して報復することは許されていません。

制裁と結果

本行動規範の違反は、解雇を含む厳しい懲戒処分につながる場合があります。また、関連する国内法、地元の労働法、また会社規制に沿って処罰されることがあります。

Orion Engineered Carbonsは、本行動規範のいずれかの条項を放棄することが、適切であると判断する場合があります。そのような放棄は、Orion Engineered Carbons SAの取締役会、または法律顧問による事前の承諾を必要とします。

すべての従業員による取り組み

本行動規範は、その複写物が全従業員に提供されます。従業員は、可能な限り、また適切な範囲において、団体協約に基づき遵守しなければなりません。禁止されていない場合は、従業員は本行動規範の受領と、そこに記載されている規定や基準を順守するとの宣誓書に署名する必要があります。署名した宣誓書は、社内の所定ファイルにて保管されます。これらの記録は、遵守の証明として第三者に提供される場合があります。

トレーニング

従業員は、現在の法令遵守に関する問題について、定期的に情報を受け取ります。関連する対象グループには、汚職防止、輸出とテロ対策、独占禁止法、環境保護、安全や労働衛生などの分野に関し、特別なトレーニングが施されます。出席が必須になる場合があります。この種のトレーニングセッションでは、出席記録が保存されます。これらの記録は、遵守の証明として第三者に提供される場合があります。

Orion Engineered Carbons のグループ企業での法令遵守

Orion Engineered Carbons の各社経営陣は、法令遵守、関連するトレーニング措置、また発生した法令遵守不履行に関し、少なくとも年に一度、最高法令順守責任者に報告するか、または各社の経営管理会議、および/または監査委員会の議事に含めるものとします。

ENGINEERED CARBONS

Focused. Innovative. Responsive.

Global Headquarters
Orion Engineered Carbons GmbH
Hahnstraße 49
60528 Frankfurt a. M., Germany

Chief Compliance Officer
phone +49 69 36 50 54 441
compliance@orioncarbons.com
www.orioncarbons.com

All information and statements contained herein are believed to be accurate, but Orion Engineered Carbons, its agents and/or affiliates make no warranty with respect thereto, including but not limited to any results to be obtained or the infringement of any proprietary right. Improper and unauthorized use or application of such information or statements contained herein is at user's sole discretion and risk, and consequently user acknowledges that Orion Engineered Carbons shall bear no responsibility or liability for same. Nothing herein shall be construed as a license of or recommendation for use which infringes any proprietary right. All sales are subject to Orion Engineered Carbons GmbH' Standard Terms and Conditions of Sale, including but not limited to its Limited Warranty.

© 2020 Orion Engineered Carbons GmbH

OEC-06/2020 japanese